

1 計画の基本理念

第3次牧之原市総合計画では、牧之原市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくとともに、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保していくため、「RIDE ON MAKINOHARA 夢に乗るまち 牧之原」「豊かな自然を活かした 心豊かでアクティブな暮らしが実現できるまち」を将来都市像としています。

この将来都市像の実現に向けて、目まぐるしく変化する時代にあっても、障がいのある人もない人も、全ての人が地域社会の中でともに生きる一人の人間として互いに認め合い、支え合い、寄り添いながら、安心して暮らせる温もりのある社会を目指しています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい福祉の取組との連続性、整合性から牧之原市第3次障がい者計画の基本理念「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を引き継ぐものとし、全ての人が地域社会の一員となり、自分らしく安心して暮らしていくことができる社会を目指します。

また、この基本理念に基づいて、この計画が目指す将来像を「みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち」と定め、各施策を推進します。

【 基本理念 】

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原



【 将来像 】

みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち

2 計画の基本方針

基本方針1 理解と交流の促進

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、様々な交流の機会を通じて障がいを身近なものとして理解し合える活動を推進します。

基本方針2 保育・教育・療育の充実

障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域の中で安心して育つことができるよう、ライフステージ*に合った、切れ目のない支援体制の構築を推進するとともに、保護者にとって身近で話しやすい相談体制の充実を図り、保護者に寄り添った支援を推進します。

また、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育・療育の充実を図るとともに、特別支援学校*の児童生徒との交流活動やインクルーシブ教育*を推進します。

基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心して暮らしができるように、関係機関と連携を図るとともに、心身ともに健康で過ごすことのできる体制の充実を図ります。

また、一人ひとりが自分らしい生活を送れるよう、障がいのある人に応じたサービスを受けることのできる体制づくりを促進します。

基本方針4 権利擁護*の充実

障がいのある人の権利を擁護するとともに、自己選択や意思決定ができる支援や重層的な相談支援体制の構築を図ります。

また、虐待の未然防止や差別の解消、合理的配慮*の推進に関する啓発活動を推進します。

基本方針5 雇用・就労の促進

障がいのある人が安心して働き、自分らしい生活を送れるよう、企業と関係機関とが連携し、相互理解と雇用・就労を促進します。

また、働きやすい環境を整えるため、事業所や企業に対する理解促進に努めます。

基本方針6 生活環境の整備

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動手段や交通手段の確保に努めるとともに、公共施設、道路のバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進し、安全面に配慮した環境整備を推進します。

基本方針7 防災・防犯の体制整備

災害が起きた時でも、地域で障がいのある人を助け合い、支え合うことができよう、地域ぐるみでの防災対策を促進していきます。

また、犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識の高揚と防犯体制の整備を図ります。

基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実

障がいのある人が必要としている情報を入手することができるよう、障がいの特性などに応じた情報の発信体制の整備に努めます。

また、意思疎通支援が必要な人への情報伝達手段の多様化を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。

基本方針9 文化芸術活動・スポーツの振興

障がいのある人の生きがいや社会参加の促進のための生涯学習、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

3 重点施策

「基本方針」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の5つを、重点施策として掲げます。

重点施策1 市民主体の交流活動と情報発信の促進

障がいの有無にかかわらず、相互の理解を深めるための交流やふれあうことができるよう、交流の場と機会の創出を促進するとともに、障がい特性や年齢等に応じた多様な手段により、交流活動の情報提供、発信を行い、全ての市民が参加しやすい環境づくりを促進します。

重点施策2 相談機関の周知と連携体制の強化

障がいのある人が、相談したいときに、相談できるよう、相談機関を周知していくとともに、地域や相談支援事業所*、企業、行政が互いに連携をとり、本人や家族に寄り添った支援ができるよう、体制を強化します。

重点施策3 生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域において、安全に生活ができるよう、ハード面、ソフト面におけるバリアフリー*化・ユニバーサルデザイン*化を促進します。

また、外出を支援するための環境を整備していきます。

重点施策4 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

災害時に障がいのある人が避難することができるよう、地域との協働による、個々の障がい特性に応じた防災体制の構築を図ります。

また、避難支援の実効性を高める取組の推進と、適切な配慮を受け、安心して過ごすことができる福祉避難所*を整備します。

重点施策5 スポーツの振興

障がいのある人も、スポーツ活動ができるよう、環境を整備していくとともに、障がいのある人、ない人がともにスポーツを楽しむことができる交流機会の促進を図ります。

4 施策の体系

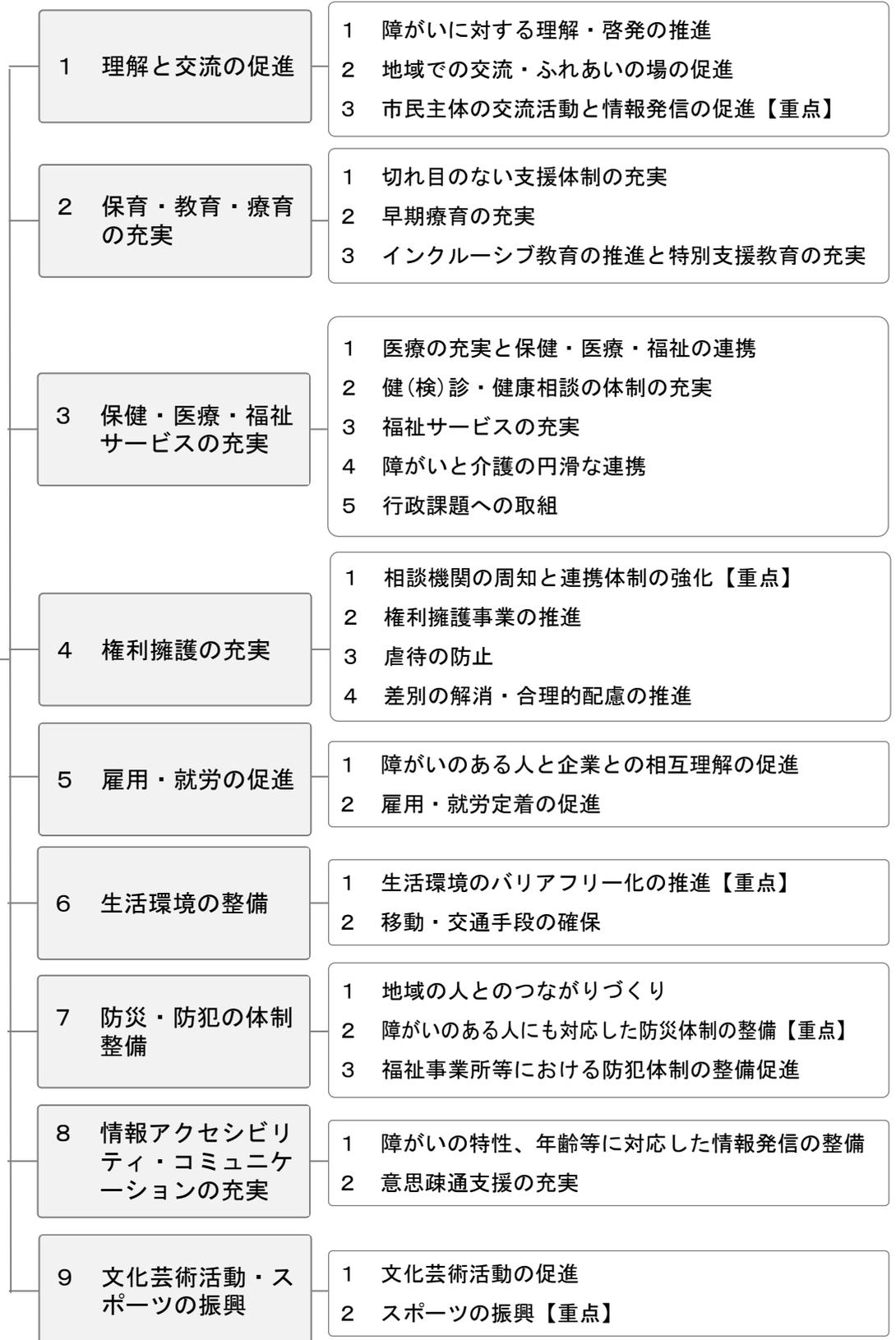
[基本理念] [将来像]

[基本方針]

[施策]

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原

みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち



基本方針 1 理解と交流の促進

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
地域社会での活動に参加する人の増加	36.1%	50.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
障がいのある人に対して理解がある市民の増加	22.1%	35.0%	アンケート調査結果 (市民)
障がいのある人の生活や福祉について関心のある人の増加	66.6%	70.0%	アンケート調査結果 (市民)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策 1 障がいに対する理解・啓発の推進

障がいのある人の参画のもと、障がいに関する理解・啓発活動に取り組むとともに、学校や地域における福祉教育の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	ICTを活用した福祉マップ導入の検討	「福祉マップ」(障がいのある人用のトイレの位置、点字ブロック*の設置箇所、交通機関の案内等、各種の情報を取り入れたもの)について、随時情報が更新できるデジタル版の作成に向けた検討を行います。	社会福祉課
2	障がいに対する理解のための研修会等の開催	市民や市職員、支援団体等の障がいに関する理解を深めるため、講演会の開催や広報等を通じた啓発活動を推進します。	社会福祉課
3	ふくしだより(広報紙)の充実	障がいのある人の現状やバリアフリー*(障壁除去)などへの市民の関心を高めるために、「ふくしだより」に福祉教育活動など身近な内容を掲載します。	社会福祉協議会
4	社会福祉大会の実施	社会福祉大会を毎年開催し、功労賞への表彰を行うとともに、就労継続支援事業所による物品販売を通じて、市民への理解促進を図ります。	社会福祉協議会
5	各世代に向けた福祉教育に関する講座等の検討	各世代に合わせた体験学習・福祉体験のプログラムを障がいのある人と一緒に検討します。	社会福祉協議会

No.	事業・取組	方針	所管課等
6	福祉教育の充実	市内の小・中・高等学校へ出向き、疑似体験や当事者と関わり、事例検討などを通して身近な福祉について考える機会を設けます。	社会福祉協議会

施策2 地域での交流・ふれあいの場の促進

障がいのある人との交流の場や、地域の方と共に活動する機会を創出します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	地域行事への参加促進	障がいの有無にかかわらず、地域行事への積極的な参加を促進するため、福祉事業所の交流事業を広く情報提供します。	社会福祉課
2	「ふれあい運動会」への住民の参加促進	牧之原市ボランティア連絡会主催のふれあい運動会等に学校の児童や保護者、福祉事業所の利用者などの参加を促すとともに、誰もが気軽に参加できるよう広報します。	社会福祉協議会

施策3 市民主体の交流活動と情報発信の促進【重点】

障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めるため、障がい者団体やボランティア*団体による交流活動の促進と情報発信に取り組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がい者団体の活動紹介	障がい者団体の活動を支援するため、手帳の交付時などに団体を紹介するほか、団体が主催する講座等の周知・広報を支援します。	社会福祉課
2	障害者団体連絡会の運営	障害者団体連絡会の活性化を図り、団体の主体的な活動を促進するとともに、障がいのある人が事業企画段階から参画できる仕組みづくりを進めます。	社会福祉課
3	ピア活動*の充実	ピアサポート活動を行う場と機会を設け、活動への参加促進と内容の充実を図ります。	社会福祉課
4	身近なボランティア*活動の推進	障がいのある人もない人も参加できる身近なボランティア活動を推進します。	社会福祉協議会
5	ボランティア講座・活動の場の拡充	時代やニーズに対応した講座を設け、新規ボランティアの開拓・育成と既存ボランティアの育成・拡大を図ります。また、ボランティア活動への参加機会を拡充します。	社会福祉協議会
6	小中高等学校でのボランティア活動の推進	学校におけるボランティア活動の現状を把握し、学校教諭と協議を行いながら、児童・生徒が参加しやすいボランティア活動を企画、提案します。	社会福祉協議会

No.	事業・取組	方針	所管課等
7	企業内ボランティア*の啓発	企業との連携を図りながら、参加しやすいボランティア活動を提案します。	社会福祉協議会
8	ボランティア団体と障がい者団体との連携	地域のボランティアに障がい者団体の活動やニーズなどの情報を提供します。	社会福祉協議会
9	ボランティア活動の促進とマッチング支援	社会福祉協議会*と連携し、福祉現場やイベント等におけるボランティアのニーズを把握し、情報を集約のうえ、ボランティア希望者とのマッチングを支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会



障害者週間の様子



福祉教育の様子

基本方針2 保育・教育・療育の充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
通園・通学で特に困っていることはない人の増加	33.3%	55.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 切れ目のない支援体制の充実

発達や成長段階に応じて専門的な相談が受けられるよう、相談体制と関係機関との連携強化を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	切れ目のない支援体制の強化	中核となる相談窓口である「福祉こども相談センター」に適切な人員を配置するとともに、関係課や関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	福祉こども相談センター 健康推進課
2	相談窓口の周知	複数ある相談窓口を安心して利用できるよう、相談機関をわかりやすく紹介します。	福祉こども相談センター 健康推進課

施策2 早期療育の充実

療育の必要な子どもに対する早期療育*の場を充実するため、支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を図ります。

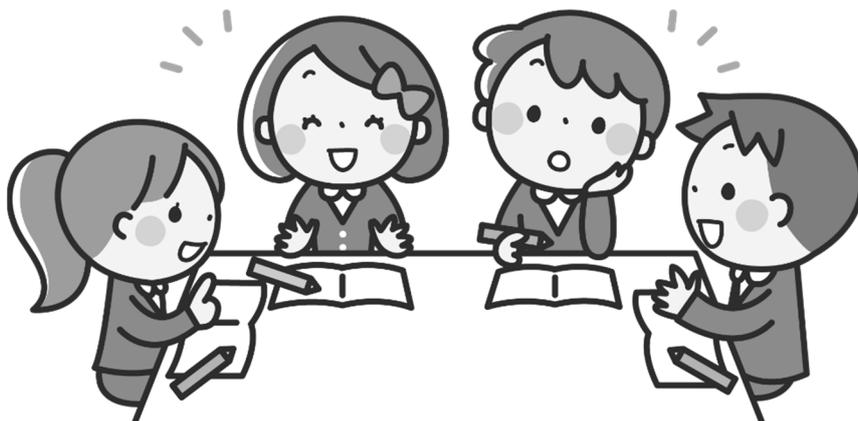
No.	事業・取組	方針	所管課等
1	保育園・幼稚園・こども園における障がいのある子どもの受け入れ促進	保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、障がい児対応の知識や技術の向上を図るため、職員研修の充実を図ります。	子ども子育て課
2	通園相談事業の充実	育児不安や養育力不足の早期発見のため、家庭児童相談室*と保育園・幼稚園・こども園とが相互に連携して早期療育・早期支援につなげる相談体制の充実を図ります。	福祉こども相談センター
3	療育教室の充実	遊びを通して親子の関わり方を学び、子どもの健やかな成長発達を促すため、必要な専門職を確保し、療育教室の充実を図ります。	福祉こども相談センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
4	保育園・幼稚園・こども園巡回療育相談の充実	専門的な判断や支援を必要とする子どものための支援を行うとともに、保育士などの発達支援に対するスキルアップを図ります。	福祉こども相談センター 健康推進課
5	療育相談等の広報と利用の促進	各種幼児健診において、支援の必要な子どもの保護者に療育相談を紹介し、保護者の気持ちに寄り添いながら利用を勧めていきます。	健康推進課
6	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の充実	育児不安や養育力不足の早期発見のため、関係課で連携し、全ての初妊婦、出生児及び産婦に対し家庭訪問を実施し、早期支援に努めます。	健康推進課
7	保健所との連携の充実	保健所との情報共有を図り、必要な支援につなげるとともに、発達相談の実施を依頼し、相互の技術向上に努めます。	福祉こども相談センター 健康推進課

施策3 インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実

共に学び共に育つ場を充実させるため、特別支援学校*の児童生徒との交流活動やインクルーシブ教育*の充実を図るとともに、学校において、人権教育を充実します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	人間尊重と心の教育の推進	学校において、人間尊重の精神を基盤にした人権教育を充実します。また、教職員を対象に、人権尊重や心の教育に対する理解・啓発を進めるための研修会や講演会を実施します。	学校教育課
2	特別支援教育*・インクルーシブ教育の推進	通常学級在籍児童と支援学級在籍児童との交流や共同学習を意図的に行います。また、特別支援学校の児童生徒と交流籍を活用した交流活動を実施し、インクルーシブ教育の推進を図ります。	学校教育課



基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
健康診断やがん検診、歯科検診など 年1回以上受診している人の増加	57.5%	65.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
福祉サービスを知らない人の減少	24.9%	20.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 医療の充実と保健・医療・福祉の連携

重度障がいや発達障がい*のある人が地域で安心して適切な医療が受けられるよう、各機関との連携体制を構築します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	自立支援医療*の実施	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)の事業を実施します。	社会福祉課
2	重度障害者(児)医療費助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
3	精神障害者医療費助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
4	救急医療体制の充実	医師会や医療機関の協力を得て、夜間や休日の救急医療体制の充実に努めます。	健康推進課
5	在宅訪問歯科支援の実施	通院治療が困難な方が在宅での歯科診療をスムーズに受けられるよう、事業の周知に努めます。	健康推進課
6	精神科デイケア*の情報提供	日常生活を充実させるため、病院と連携し、ケア会議*等を通じて精神科デイケアの情報提供に努めます。	福祉こども相談センター

施策2 健（検）診・健康相談の体制の充実

障がいのある人の生活習慣病*などを予防するため、健（検）診や健康相談を利用しやすい体制を整えます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	生活習慣病予防のための健（検）診及び生活改善指導の充実	健（検）診機関や福祉事業所等と連携し、障がいのある人が健（検）診や保健指導を受けやすい体制を整えます。	国保年金課 健康推進課
2	食生活等に関する啓発	市の健康増進計画及び食育推進計画に基づき、健康づくりのための食生活等について、きめ細かい啓発に努めます。また、障がい者通所施設が行う食育推進事業を支援します。	健康推進課
3	生きがいづくりリーダーの育成・活動支援	生きがいづくりリーダーが地域活動を進める際に、障がいのある人に配慮した活動がされるよう支援します。	健康推進課
4	健康相談事業の充実	障がい者通所施設や相談支援事業所*等と連携し、障がいのある人への健康相談を実施します。また、精神疾患の早期発見や自殺予防のための、こころの健康相談の充実を図ります。	健康推進課

施策3 福祉サービスの充実

支援制度や福祉サービスの周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう提供体制の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	訪問看護ステーション*の活用	対象者及び関係機関等へ訪問看護や難病*患者介護家族リフレッシュ事業*の周知を図り、活用を促進します。	社会福祉課
2	医療的ケア*を支援する基盤の確保	既存の福祉施設等に対し、医療的ケアや重度心身障がい児者への対応強化を促すとともに、圏域内・県内市町と基盤の確保に向けた調整を進めます。	社会福祉課
3	福祉サービスの周知	福祉サービスを必要とする人が必要なときに利用できるよう、制度やサービスの内容を分かりやすく情報提供します。	社会福祉課
4	作業所自主製品の販路拡大	福祉事業所における障がいのある人の就労機会の創出や工賃の増額を図るため、作業所自主製品の販路拡大、常設販売等を支援します。	社会福祉課

No.	事業・取組	方針	所管課等
5	物品調達推進	「障害者優先調達推進法*」に基づき福祉事業所から物品・役務を調達することで、福祉事業所の工賃の向上に努めます。	社会福祉課
6	緊急通報システムの導入促進	障がいのある人の世帯への導入について、ケア会議*等でニーズを把握し、関係課と必要性を検討します。	社会福祉課 長寿介護課
7	障害者自立支援給付事業の実施及び適正化	公平で透明性のあるサービスの支給決定を行うとともに、サービスの適正化に努めます。また、サービスの提供基盤の確保と質の向上に努めます。	社会福祉課
8	地域生活支援事業の実施及び適正化	訪問入浴サービスなど利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施し、対象者及び関係機関等へ周知します。また、事業実施体制の確保と質の向上に努めます。	社会福祉課

施策4 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスから介護サービスへの移行がスムーズに進むよう、各機関と連携を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	高齢者福祉部門と障がい者福祉部門の連携	高齢者障害者連絡会やケア会議を通じて、特性や制度等の相互理解に努めます。	社会福祉課 長寿介護課
2	介護保険制度*への円滑な移行	介護保険制度への移行を円滑に進めるため、障がい・高齢双方の相談員や市が連携し、制度の周知に努めます。	社会福祉課

施策5 行政課題への取組

国、県等の施策に伴う新たな課題について、関係機関と連携して取り組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	市に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向けた話し合いや取組を進めます。	福祉こども相談センター
2	地域生活支援拠点*等の整備	地域生活支援拠点の5つの機能のうち、優先的に整備した「緊急時の受入・対応」の体制強化を図るとともに、その他の機能（相談、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備を進めます。	社会福祉課 福祉こども相談センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
3	児童発達支援センター*の機能確保	障がい児支援の中核機関となる児童発達支援センターの機能を既存の体制で確保するため、関係機関との連携強化を図ります。	社会福祉課
4	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	保育所等訪問支援を有効に活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所や学校との協議を進めます。	社会福祉課
5	主に重症心身障がい*児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児や医療的ケア*が必要な子どもを支援する、児童発達支援事業所の確保について、志太榛原圏域内市町との調整を図り、利用可能なサービスを確保します。	社会福祉課
6	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	障害者自立支援ネットワーク*に重症心身障がい児者支援部会を設置し、医療的ケア児等コーディネーターの配置促進のほか、医療的ケア児支援の取組を進めます。	社会福祉課
7	指定管理施設における公共施設マネジメントの推進	老朽化が進む指定管理施設の3施設（つくしの家・つくしホーム・こづつみ作業所）の維持管理方法について、長期的視点による検討を行います。	社会福祉課
8	障がい福祉人材の確保と定着	障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることを発信するほか、専門性を高めるための研修を実施します。	社会福祉課 福祉こども相談センター

基本方針4 権利擁護*の充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
差別や虐待を受けたことがある人の減少	9.5%	5.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
成年後見制度*の認知度の向上	24.0%	35.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 相談機関の周知と連携体制の強化【重点】

障がいのある人のニーズ等に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知を図り、利用しやすい相談窓口を目指すとともに、各相談機関の連携によって支援体制を強化します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	相談及び生活支援の充実	本人・家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等の相談を行います。また、幅広い相談に対応できるよう、市の相談員や相談支援専門員*の質の向上に努めます。	福祉こども相談センター 社会福祉課
2	相談窓口の周知	相談窓口の周知を図るため、手帳交付時に委託相談支援事業所*や障害者相談員*の紹介をするなど、情報提供の充実に努めます。	社会福祉課 福祉こども相談センター
3	家庭児童相談室*の周知と機能の充実	家庭における適正な子どもの養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、相談窓口の周知と支援の充実に努めます。	福祉こども相談センター
4	要保護児童等対策地域協議会*の充実	牧之原市要保護児童等対策地域協議会において、子育て支援連絡会を定期的に開催します。また、個別ケース検討会議を随時開催するとともに、関係機関との連携を密にし、総合的に処遇困難ケースに対応します。	福祉こども相談センター
5	保健所と連携した総合相談等の充実	保健所が行う精神障がい者保健福祉相談や保健所総合相談(一般、アルコール、認知症等)に関して、協力・連携します。また、引きこもり対策についても、家族などへの相談支援を重点とし、保健所と協力・連携して取り組みます。	福祉こども相談センター

No.	事業・取組	方針	所管課等
6	相談支援体制の充実	市、相談支援事業所*、障害者相談員*、地域の相談役等の連携を一層強化し、重層的な相談支援体制づくりに努めるとともに、それぞれの役割を明確にします。また、新たな相談支援事業所の確保とともに、中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の機能強化を図ります。	福祉こども相談センター
7	ピア*の育成	同じ問題や境遇にある当事者が対等な関係性の仲間としてお互いに支え合えるよう、障害者自立支援ネットワーク*等を通じてピアの育成を行います。	福祉こども相談センター
8	障害者自立支援ネットワークの充実	障害者自立支援ネットワークにおいて、地域課題について話し合い、解決に向けて事業所、ピア等と市が連携するように努めます。	社会福祉課 福祉こども相談センター

施策2 権利擁護事業の推進

本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう、権利擁護事業（成年後見制度*や日常生活自立支援事業*）の普及、啓発活動及び利用促進を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	権利擁護事業の周知と利用促進	障がいのある人の権利を守るため、日常生活自立支援事業*及び成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに必要に応じて成年後見制度市長申立てにより支援します。	福祉こども相談センター
2	権利擁護体制の充実	成年後見サポートセンターと市が協働し、権利擁護体制の充実を図ります。	社会福祉協議会 福祉こども相談センター



施策3 虐待の防止

障がいのある人の虐待防止の体制を強化し、周知、啓発活動を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	虐待防止に関する周知、啓発	障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、ポスターや市ホームページ等で市民へ啓発するとともに、市民や事業所への予防のための研修等を行い、虐待のない地域づくりに努めます。	福祉こども相談センター
2	虐待発生時の体制整備の充実	虐待が発生した場合には、マニュアルに従い、虐待者・被虐待者の双方に対応し、再発防止に努めます。また、必要に応じて相談支援事業所*等と連携し、支援します。	福祉こども相談センター

第4章

施策4 差別の解消・合理的配慮の推進

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報、啓発活動とともに、行政等において合理的配慮*の提供に努めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	差別解消法の啓発や相談窓口の周知	障がいを理由とする差別の解消について、市民の理解と関心を高めるため、広報等による周知や研修等による啓発を行います。	社会福祉課
2	差別解消支援地域協議会*の充実	障害者自立支援ネットワーク*に設置した協議会において、差別事例の共有、効果的な法の周知方法や研修について協議し、差別解消支援地域協議会の機能の充実を図ります。	社会福祉課
3	市役所における合理的配慮の提供の充実	誰もが安心して市役所を利用できるよう、対応要領に基づいた合理的配慮を提供します。	社会福祉課

施策の展開

基本方針5 雇用・就労の促進

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
仕事の悩みや困っていることはいない人の増加	38.5%	45.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 障がいのある人と企業との相互理解の促進

障がいのある人と企業との相互理解を深め、雇用・就労しやすい環境づくりに取り組みます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障害者雇用の実態把握	障害者自立支援ネットワーク*しごと部会において障害者雇用を実践している企業を見学し、企業のニーズや配慮の状況を把握することで、関係者の理解の促進を図ります。	社会福祉課
2	企業等への福産品のPR支援	福祉事業所が自主製品等の福産品を企業や地域にPRする機会を創出します。	社会福祉課
3	企業と福祉事業所による合同研修会の実施	雇用側と就労側とがそれぞれの障害者雇用における困りごとや悩みごとを共有する研修会を開催し、相互理解の促進を図ります。	社会福祉課
4	産業雇用支援ネットワーク会議	市、ハローワーク、教育機関、企業等の関係機関による会議を開催します。それぞれの立場で情報共有や意見交換をすることにより、障害者雇用を含め、雇用に関する一層の理解と連携を深めるとともに、課題解決の場として活用します。	商工観光課



ドリームまきのはら

施策2 雇用・就労定着の促進

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援を受けられる体制の充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	就労定着に向けた支援体制の充実	ケア会議*等を通して、企業や関係機関との連携を図り、就労後の支援を継続し、就労の定着を推進します。	社会福祉課
2	一般就労への移行促進	ケア会議等において、一般就労が見込まれる障がいのある人に対して、関係機関と連携しながら円滑に一般就労へ移行できるよう取り組みます。	社会福祉課
3	市内企業現地見学会	高校・大学・障がい者支援施設の担当者を対象とした市内企業現地見学会を開催し、企業と障がい者支援施設の担当者とのマッチングを行います。	商工観光課



基本方針6 生活環境の整備

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
外出で困ったり、不便に感じたりすることが特にならない人の増加	46.0%	55.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 生活環境のバリアフリー化の推進【重点】

障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境づくりのため、施設等のバリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化を推進します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	教育施設の整備促進	「静岡県福祉のまちづくり条例*」に適合する学校施設整備を計画的に推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。	教育総務課
2	福祉施設の整備促進	利用に配慮した表示や手すりの設置等、福祉施設の環境整備に努めます。	社会福祉課
3	庁舎・コミュニティセンターの整備促進	利用に配慮した表示や手すりの設置等、庁舎・コミュニティセンターの環境整備に努めます。	管理検査課
4	住宅改修費給付事業の実施	対象者や関係機関への周知を徹底し、事業を実施します。	社会福祉課
5	補装具*・日常生活用具*の利用促進	日常生活を円滑にするための補装具や日常生活用具給付事業の周知を図り、利用の促進を図ります。	社会福祉課
6	公園施設の整備促進	障がいのある人もない人も安全に利用できるよう危険個所の修繕や新たな施設、設備の導入を検討し、公園整備を進めます。	公園公共建築課



庁内バリアフリーの取組

No.	事業・取組	方針	所管課等
7	バリアフリー*のための道路の整備	幹線道路の主要交差点部に点字ブロック*を設置するほか、段差の解消を図ります。また、道路パトロールにより、歩道上の不法占拠物や放置自転車の撤去を進め、歩行空間の確保に努めます。	建設課
8	公営住宅の生活弱者（障がいのある人・高齢者）向け整備検討	「牧之原市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、生活弱者に対する住宅のバリアフリー化を進めます。	都市住宅課
9	宅地建物取引業協会との連携	障がいのある人が、希望する住宅を円滑に探せるよう宅建協会と連携を図ります。	福祉こども相談センター

施策2 移動・交通手段の確保

障がいのある人が安心して外出することができるよう、移動・交通手段の確保・充実を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	デマンド型乗合タクシー*等の運行	高齢者、障がいのある人等の交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの利便性向上に取り組みます。	地域振興課
2	移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がいのある人の社会生活に必要な外出や余暇活動のための外出をヘルパーにより支援します。	社会福祉課
3	重度心身障がい者への通院移送費の助成	重度心身障がい者の医療機関への通院におけるタクシー料金の一部を助成します。	社会福祉課



基本方針7 防災・防犯の体制整備

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
災害時要配慮者避難支援計画の認知度の向上	26.0%	35.0%	アンケート調査結果 (障がい者)
地域防災訓練に参加したことがある人の増加	64.6%	70.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 地域の人とのつながりづくり

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う地域づくりを進めるため、障がいのある人の防災意識の高揚と防災訓練への参加促進を図り、顔の見える関係づくりを進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人への防災知識の普及	障害者団体連絡会や障害者自立支援ネットワーク*等を通じて、防災に関する情報を提供するほか、防災知識の普及を図ります。	危機管理課 社会福祉課
2	障がいのある人の防災訓練への参加促進	参加しやすい防災訓練を実施するとともに、各地区の防災訓練への参加を促します。	危機管理課 社会福祉課
3	災害に備えるための地域・福祉関連機関・行政機関の連携体制の強化	障害者自立支援ネットワークに防災部会を置き、障がいのある人、地域、福祉関連機関、行政機関等が連携して防災対策を推進します。	社会福祉課



防災訓練の様子

施策2 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【重点】

災害時に避難することができ、安心して避難生活ができるようにするために、障がいの種別や状態、特性などに対応した防災体制の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	災害時要配慮者避難支援計画への理解促進	市民及び関係者に対し災害時要配慮者避難支援計画の目的や内容を周知するとともに、理解の促進を図ることで、助け合いの体制づくりを進めます。	社会福祉課
2	避難行動に支援が必要な人の支援体制整備	自力での避難が困難な人の避難確保を図るため、福祉専門職と地域住民とが連携して個別避難計画を作成できる体制づくりを進めます。	社会福祉課
3	避難所への障がいのある人に必要な資機材の整備	各避難所に障がい者用の仮設トイレを計画的に整備します。	危機管理課
4	医療行為を必要とする障がいのある人への支援	三師行政連絡会の災害対策関係部会において、「牧之原市医療救護計画」の見直しに併せ、関係機関と連携して災害時において医療行為を必要とする人の支援体制を検討します。	健康推進課
5	災害時の企業による支援・協力体制の確立	災害時における企業の支援体制や方法について、企業と協議し、協力体制の確立を図ります。	危機管理課
6	災害ボランティアコーディネーターの育成	災害ボランティアセンターの運営支援などで活躍する災害ボランティアコーディネーター*を育成します。	社会福祉協議会
7	災害時のボランティア支援体制の確立	災害時の障がいのある人に対するボランティア*の体制づくりについて、社会福祉協議会*、ボランティア団体、市と連携し、協議・検討します。	社会福祉協議会 社会福祉課
8	福祉避難所*の整備促進	福祉施設との協定により、福祉避難所を確保するとともに、対象施設に必要な資機材や備蓄品を整備します。	社会福祉課 危機管理課
9	福祉避難所の運営体制強化	福祉避難所開設マニュアルを整備し、対象施設や地域と連携した福祉避難所運営訓練を実施し、運営体制の強化を図ります。	社会福祉課

施策3 福祉事業所等における防犯体制の整備促進

地域で安心・安全な日常生活を送るために、障がいのある人の防犯意識を高めるとともに、福祉事業所等における防犯体制の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人への防犯知識の普及	福祉事業所や障がい者団体等を通じて、防犯情報を発信し、防犯知識の普及を図ります。	危機管理課
2	消費者としての障がいのある人の保護の推進	民生委員児童委員*や相談支援専門員*、ホームヘルパー*などに対して、障がいのある人の消費者トラブルへの気付きを促す取組を行います。また、トラブルを発見した場合の対応に関する情報を提供します。	社会福祉課

基本方針8 情報アクセシビリティ・コミュニケーションの充実

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
福祉に関する情報の入手について困っていない人の増加	40.4%	50.0%	アンケート調査結果 (障がい者)

※アンケート調査は令和4年に実施しており、その結果を基準値としています。

施策1 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

誰もが必要な行政サービスや生活に関わる情報を得られるよう、アクセシビリティの向上など障がい特性、年齢等に配慮した情報提供の整備を進めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がい者支援に関する制度の周知	各法律に基づく支援制度や市独自の事業のほか、民間事業者等によるサービスの内容を、障がいの種類や程度に応じて分かりやすく情報提供します。	社会福祉課
2	災害情報配信サービス等の利用促進	個々の状況に応じた情報サービス(防災ラジオ、緊急速報メール等)の利用を促進します。	危機管理課
3	ファックス110番・119番・NET119*の利用促進	火災等緊急時への対応として、ファックス110番やファックス119番、NET119の周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課
4	声の広報の実施	広報まきのはら及び市議会だより音訳ボランティアの協力により音声録音し、必要な人に提供します。	社会福祉課
5	音声コードの導入	印刷物の文字情報を音声情報として提供可能な音声コードを導入し、市からの通知やリーフレット等に印刷して活用します。	社会福祉課
6	アクセシビリティの向上推進	市のホームページ等における音訳ソフト対応などの取組を進めます。また、広報紙の音声化の取組を継続します。	情報交流課
7	行政手続き等のオンライン化の推進	電子申請システムを使用した利用のほか、障がいのある人が簡単に申請できる環境整備を進めます。	デジタル推進課
8	情報の提供と受信の充実	市のホームページなどを活用し、生活に必要な情報を迅速に発信するとともに、意見・要望を収集できるような情報受発信機能を強化します。	情報交流課

施策2 意思疎通支援の充実

視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や状況に応じたコミュニケーション手段の確保を図るため、手話、要約筆記、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の意思疎通支援を充実します。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	意思疎通支援に関わる人材の養成	手話奉仕員*の養成を行います。また、点訳奉仕員*や朗読奉仕員*等養成・確保に努めます。	社会福祉課
2	意思疎通支援事業の実施	手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣事業により意思疎通を支援し点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の利用拡大に努めます。	社会福祉課
3	情報通信機器の利用方法習得支援	情報通信技術を活用した意思疎通を支援するため、情報通信機器の利用方法を学ぶ研修会を実施します。	社会福祉課



手話奉仕員養成講座の様子①



手話奉仕員養成講座の様子②

基本方針 9 文化芸術活動・スポーツの振興

【数値目標】

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	根拠
障がいのある人のスポーツ施設利用者数の増加	—	200人	多目的体育館の利用者数
文化芸術活動・スポーツを通じた交流の機会の増加	2回	6回	文化芸術行事、パラスポーツ大会などでの交流回数

施策 1 文化芸術活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、文化、芸術を通じた交流機会の充実とともに、文化芸術活動の促進を図ります。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	文化、芸術を通じた交流の促進	福祉事業所の利用者や特別支援学校*の生徒等の作品展示や文化、芸術イベントへの参加促進を図り、交流の機会を創出します。	社会福祉課
2	文化芸術活動の促進	「文化協会」や「まきのはら塾」などへ学習活動意欲のある人が参加する際の支援をします。	社会教育課

施策 2 スポーツの振興【重点】

障がいのある人の社会参加を促進するため、スポーツを通じた交流機会の充実とパラスポーツの普及・推進に努めます。

No.	事業・取組	方針	所管課等
1	障がいのある人のスポーツ機会の充実	スポーツ協会等と連携し、施設の有効利用を図りつつ、障がいのある人のスポーツの機会を増やすよう取り組みます。	スポーツ推進課
2	スポーツ介助ボランティアの育成	スポーツ推進委員、まきスポ、スポーツ協会職員、市職員のスポーツ介助ボランティアの育成を図ります。	スポーツ推進課

No.	事業・取組	方針	所管課等
3	スポーツ大会への参加促進	社会福祉協議会*、各種福祉団体等と連携して、障がいのある人の各種スポーツ大会(「ふれあいスポーツ大会」、県「身体障がい者スポーツ大会」等)への積極的な参加を促進します。	社会福祉課
4	障がいのある人のスポーツ施設の利用促進	障がいのある人のスポーツ施設の利用促進を図ります。	スポーツ推進課
5	パラスポーツの普及・推進	パラスポーツの体験会や講習会を開催し、パラスポーツの普及・推進を図ります。	スポーツ推進課
6	スポーツを通じた交流の促進	市内で開催されるスポーツイベントへの福祉事業所の参加促進を図り、交流の機会を創出します。	社会福祉課



パラクライミング世界選手権の様子

